



平成26年8月22日
内閣府（防災担当）

平成26年（2014年）8月豪雨非常災害現地対策本部の設置について

1. 趣旨

豪雨により大きな被害を受けている広島県において、被災地方公共団体及び関係省庁が一体となって、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、災害対策基本法第25条第6項の規定に基づき、平成26年（2014年）8月豪雨非常災害対策本部に、その事務の一部を行う組織として、平成26年（2014年）8月豪雨非常災害現地対策本部（本部長：西村内閣府副大臣）を置く。

2. 構成

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、国土地理院、海上保安庁、気象庁、環境省、防衛省
全24名

3. 設置場所

広島県庁

4. 設置日時

平成26年8月22日（金） 14時00分

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

参事官補佐 中川

喜多

TEL : 03-3501-5695（直通） FAX : 03-3503-5690